

物 件 調 査 書

物件番号 31

所在地	北海道函館市高丘町110番4、同番5				
住居表示	北海道函館市高丘町5街区				
現況地目 及び面積等	宅地	517.04 m ²	工作物	—	
			立木竹	—	
登記簿	地番	110番4	110番5		
	地目	宅地	宅地		
	数量	259.52m ²	257.52m ²		
記載事項	地番				
	地目				
	数量				
接面道路 の状況	北側 舗装市道 幅員約 6.0 m (法第42条第1項第1号道路)				
法令に基づく制限	都市計画法	市街化区域			
		用途地域	第一種低層住居専用地域		
		地域・地区			
		建ぺい率	50%		
		容積率	100%		
		高度制限	指定なし		
	防火指定	指定なし			
その他	・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・都市再生特別措置法 ・景観法 ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例				
私道の負担等 に関する事項	私道負担	無	負担の内容		
	道路後退	無	負担の内容		
供給処理 施設の概要	供給処理施設	配管等の状況		施設整備状況	施設整備の特別負担の有無
	電気	接面道路配線	有	—	—
	公営水道	接面道路配管	有		
	公共下水道	接面道路配管	有		
	都市ガス	接面道路配管	無		
交通機関	バス	函館バス 『高丘町』 停留所まで徒歩3分			
公共施設	函館市役所 湯川支所		函館市立高丘小学校	函館市立戸倉中学校	
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当該物件の境界の一部（A,B間）については、筆界特定制度により筆界は特定されていますが、境界確定協議は未了のため、境界未確定であることを了承したうえで買い受けることになります。なお、筆界特定資料は、函館財務事務所 管財課で閲覧することができます。（入札案内書「6.特約条項及び資料の閲覧について」参照。） ・当該物件は、函館市立地適正化計画で定める居住誘導区域外及び都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の開発、建築等行為及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき函館市長への事前届出が必要となります。詳細については、函館市に照会願います。 ・当該物件の北東側は、接面道路より約0.2m～0.5m高く位置しているため、現状において車両の進入は一部からしかできません。 ・当該物件の西側隣接地のコンクリートブロック塀及び鉄製フェンスが一部越境して設置されています。 ・当該物件の南側隣接地から樹木の枝が越境しています。 ・当該物件内には高低差があり、西方向に緩い下り傾斜となっています。 ・当該物件は、南側隣接地と高低差があります。 				

※ 物件調査は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

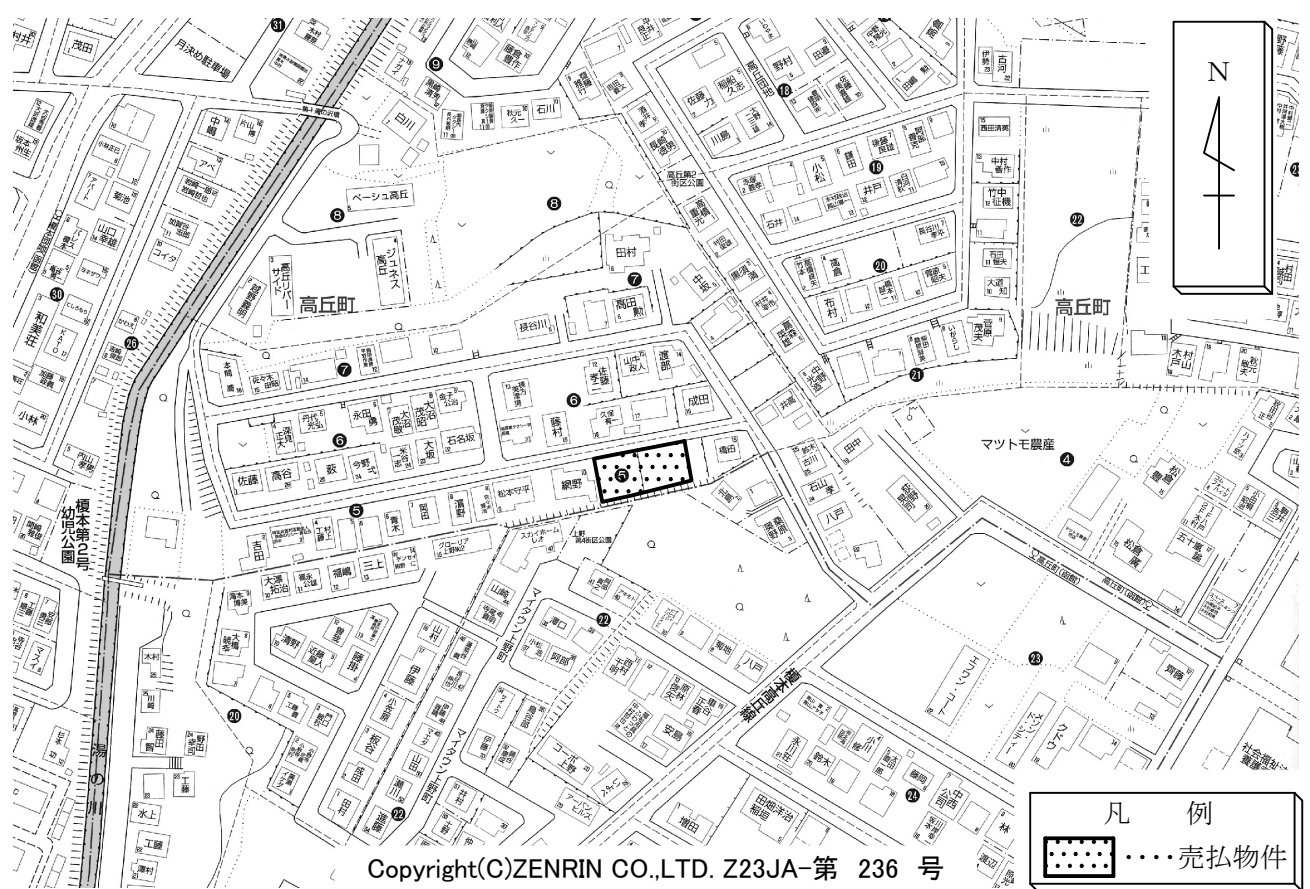
所在地

函館市高丘町110番4、同番5

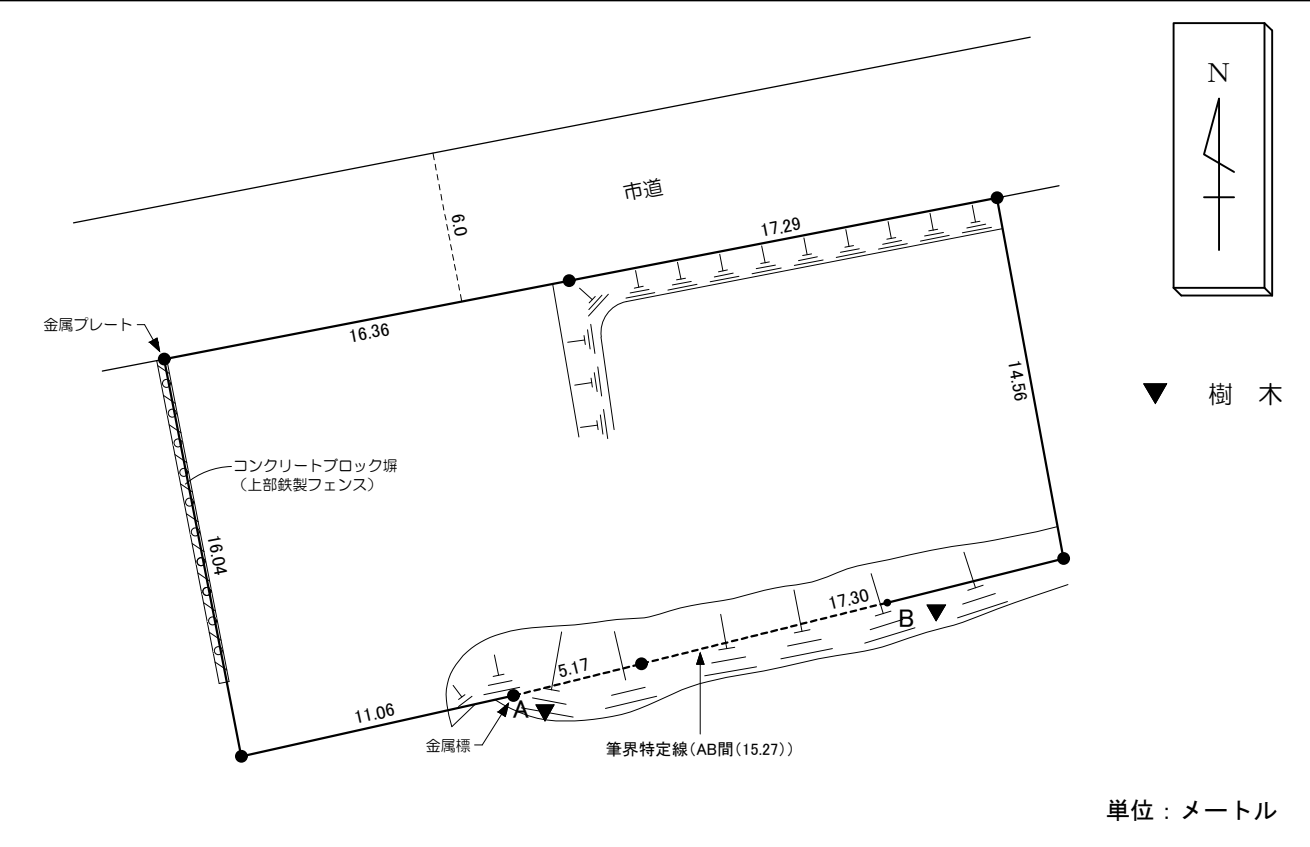
物件番号

31

案内図



概要図



※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	31
所在地	函館市高丘町110番4、同番5

